

提出議案説明資料目次

令和7年3月定例会

資料番号	資料内容	関係議案	頁
1	新旧対照表	議案第3号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整理に関する条例の制定について	1 ~ 9
2	新旧対照表	議案第4号 箱根町行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律に基づく個人 番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条 例及び箱根町町税条例の一部を改正する条例の 制定について	11 ~ 13
3	新旧対照表	議案第5号 箱根町職員の給与に関する条例等の一部を改正 する条例の制定について	15 ~ 51
4	新旧対照表	議案第6号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	53 ~ 55
5	新旧対照表	議案第7号 箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関 する条例の一部を改正する条例の制定について	57 ~ 59
6	新旧対照表	議案第8号 箱根町職員の旅費に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	61 ~ 65
7	新旧対照表	議案第9号 箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	67 ~ 71
8	新旧対照表	議案第10号 箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関す る基準を定める条例の一部を改正する条例の制 定について	73 ~ 77

資料 番号	資料内容	関 係 議 案	頁
9	新 旧 対 照 表	議案第11号 箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例 の制定について	79 ~ 87
10	新 旧 対 照 表	議案第12号 箱根町水道法施行条例の一部を改正する条例の 制定について	89 ~ 97
11	新 旧 対 照 表	議案第13号 箱根町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給 に関する条例の一部を改正する条例の制定につ いて	99 ~ 101

新旧対照表

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例新旧対照表

新（改正後）

（箱根町職員の給与に関する条例の一部改正）（第1条関係）

第16条の2（略）

(1)・(2)（略）

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第16条の3（略）

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2)（略）

2（略）

3（略）

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3)（略）

4・5（略）

（箱根町表彰条例の一部改正）（第2条関係）

（欠格条項等）

第11条（略）

第16条の2（略）

(1)・(2)（略）

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第16条の3（略）

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2)（略）

2（略）

3（略）

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3)（略）

4・5（略）

（欠格条項等）

第11条（略）

新（改正後）

(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2)～(4) （略）

2 功労者が拘禁刑以上の刑に処せられた場合は、前条の待遇は、廃止する。

3 （略）

（箱根町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）（第3条関係）

附 則

1～6 （略）

7 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報（旧条例第2条第7号に規定する行政文書に記録されたものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を含む情報の集合体であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

(1)・(2) （略）

8 前項各号に掲げる者並びに旧審査会の委員及び旧審査会の委員であった者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

9～12 （略）

（箱根町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）（第3条関係）

（罰則）

第8条 第3条第2項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁

旧（改正前）

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2)～(4) （略）
- 2 功労者が禁錮以上の刑に処せられた場合は、前条の待遇は、廃止する。
- 3 （略）

附 則

- 1～6 （略）
- 7 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報（旧条例第2条第7号に規定する行政文書に記録されたものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を含む情報の集合体であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- (1)・(2) （略）
- 8 前項各号に掲げる者並びに旧審査会の委員及び旧審査会の委員であった者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 9～12 （略）

（罰則）

第8条 第3条第2項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又

新（改正後）

刑又は50万円以下の罰金に処する。

（箱根町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正）（第3条関係）

第6章 罰則

第54条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第57条・第58条 （略）

（箱根町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

（第4条関係）

（退職報償金支給の制限）

第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。

(1) 拘禁刑以上の刑に処せられた者

(2)～(5) （略）

（箱根町消防団の設置等に関する条例の一部改正）（第5条関係）

は 50 万円以下の罰金に処する。

第 6 章 罰則

第 54 条 職員若しくは職員であった者、第 9 条第 2 項若しくは第 15 条第 5 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 55 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 56 条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 57 条・第 58 条 (略)

(退職報償金支給の制限)

第 6 条 退職報償金は、次の各号の 1 に該当する者に対しては支給しない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2)～(5) (略)

新（改正後）

（欠格条項）

第5条（略）

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2)・(3)（略）

旧（改正前）

（欠格条項）

第5条（略）

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者。又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2)・(3)（略）

新旧対照表

箱根町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び箱根町町税条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（箱根町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）（第 1 条関係）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) （略）
- (2) 特定個人情報 法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 13 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 15 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(5)・(6) （略）

（箱根町町税条例の一部改正）（第 2 条関係）

（町民税の申告）

第 14 条 （略）

2 （略）

3 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに法第 294 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から 30 日以内にその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 16 項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)、当該該当することとなった日その他町長において必要と認める事項を記載した申告書を提出させることができる。

旧（改正前）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) （略）
- (2) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (5)・(6) （略）

（町民税の申告）

第 14 条 （略）

2 （略）

3 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに法第 294 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から 30 日以内にその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)、当該該当することとなった日その他町長において必要と認める事項を記載した申告書を提出させることができる。

新旧対照表

箱根町職員の給与に関する条例等の一部改正新旧対照表

新（改正後）

(箱根町職員の給与に関する条例の一部改正) (第1条関係)

(給料)

第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、宿日直手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

2 (略)

(初任給及び昇給の基準等)

第4条 (略)

2～5 (略)

6 前項の規定により職員（職務の級が8級である職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

7 (略)

8 職務の級が8級である職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

9～11 (略)

(扶養手当)

第6条 (略)

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 心身に著しい障害がある状態者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族

旧（改正前）

（給料）

第 2 条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、宿日直手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

2 （略）

（初任給及び昇給の基準等）

第 4 条 （略）

2～5 （略）

6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を 4 号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

7 （略）

8～10 （略）

（扶養手当）

第 6 条 （略）

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子

(3) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫

(4) 満 60 歳以上の父母及び祖父母

(5) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹

(6) 心身に著しい障害がある状態者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6,500

新（改正後）

たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

4 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（地域手当）

第7条 地域手当は、民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して職員に支給する。

2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の4を乗じて得た額とする。

3 人事交流等により町の地域以外の地域で民間における賃金、物価等が特に高い地域に在勤する職員の地域手当の月額は、前項の規定にかかわらず、当該地域の民間における賃金、物価等に関する事情を勘案して任命権者が別に定めることができる。

円、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

- 4 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第7条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合には、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が退職、免職又は死亡した場合には、それぞれその者が退職、免職又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終る。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

新（改正後）

（住居手当）

第7条の3（略）

(1)（略）

(2) 第7条の5第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（有料宿舎を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるもの

2～4（略）

（通勤手当）

第7条の4（略）

2（略）

3 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）

(2)（略）

(3) 第1項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、

旧（改正前）

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第 1 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
(住居手当)

第 7 条の 3 （略）

- (1) （略）
- (2) 第 7 条の 5 第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(有料宿舎を除く。)を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるもの

2～4 （略）

(通勤手当)

第 7 条の 4 （略）

2 （略）

3 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第 1 項第 1 号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1 箇月当たりの運賃等相当額」という。)が 55,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が 2 以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- (2) （略）
- (3) 第 1 項第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、

新（改正後）

前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

- 4 公所を異にする異動又は在勤する公所の移転に伴い、所在する地域を異にする公所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）

(2) （略）

- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第3項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

旧（改正前）

前 2 号に定める額（1 箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第 1 号に定める額又は前号に定める額

- 4 公所を異にする異動又は在勤する公所の移転に伴い、所在する地域を異にする公所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、当該異動又は公所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の 2 分の 1 に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額」という。）が 20,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が 2 以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額の合計額が 20,000 円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) （略）

新（改正後）

6～9 （略）

（勤務 1 時間当たりの給与額）

第 13 条 前 4 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を規則で定める 1 年間の勤務時間数で除して得た額とする。

（管理職員特別勤務手当）

第 14 条の 2 管理又は監督の地位にある職員の職のうち、任命権者が指定する職を占める職員（以下「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要等により勤務を要しない日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）による休日若しくは年末年始の休日に勤務をした場合は、当該職員には管理職員特別勤務手当を支給する。

2 （略）

（期末手当）

第 16 条 （略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100 分の 125 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) （略）

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項各号以外の部分中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 70」とする。

4 第 2 項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当及び管理職手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 この条例の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級以上の者のうち任命権者が指定する職を占める職員には、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して任命権者が別に定める職員の区分に応じて 100 分の 20 を超えない範囲内で任命権者が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第 2 項の期末手当基礎額とする。

6・7 （略）

（勤勉手当）

5～8（略）

（勤務1時間当たりの給与額）

第13条 前4条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を規則で定める1年間の勤務時間数で除して得た額とする。

（管理職員特別勤務手当）

第14条の2 管理又は監督の地位にある職員の職のうち、任命権者が指定する職を占める職員（以下「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要等により勤務を要しない日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日若しくは年末年始の休日に勤務した場合は、当該職員には管理職員特別勤務手当を支給する。

2（略）

（期末手当）

第16条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項各号以外の部分中「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当及び管理職手当の月額合計額とする。

5 この条例の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上の者のうち任命権者が指定する職を占める職員には、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）に職制上の段階、職務の級等を考慮して任命権者が別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で任命権者が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6・7（略）

（勤勉手当）

新（改正後）

第 17 条（略）

2（略）

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤
勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職
員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において
受けるべき扶養手当及び管理職手当の月額並びにこれらに対する地域手当の
月額を加算した額に、100 分の 105 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時
間勤務職員の勤勉手当基礎額に、100 分の 50 を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき
給料（育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあっては、給料の月額
を算出率で除して得た額）及び管理職手当の月額並びにこれらに対する地域手
当の月額の合計額とする。

4・5（略）

（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員についての適用除外）

第 17 条の 2 第 4 条第 2 項から第 11 項まで及び第 6 条の規定は、定年前再任用短
時間勤務職員には、適用しない。

2 第 6 条、第 7 条の 3 及び第 7 条の 5 の規定は、任期付短時間勤務職員には、
適用しない。

（地域手当等の支給方法）

第 18 条 地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当、夜間勤務手
当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び管理職手当は、月の初日から末日ま
でを計算期間とし、地域手当、管理職手当及び特殊勤務手当（計算を必要とする
特殊勤務手当を除く。）にあっては当月分をその月の給料支給日に、その他の手
当にあっては翌月に支給する。

2（略）

（退職者等の給与）

第 19 条（略）

2 職員が結核性疾患にかかり、法第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる理由に該当して
退職にされたときは、その退職の期間が満 2 年に達するまでは、これに給料、扶
養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給する。

3 職員が前 2 項以外の心身の故障により、法第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる理由
に該当して退職にされたときは、その退職の期間が満 1 年に達するまでは、これ
に給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を

第 17 条（略）

2（略）

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤
勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職
員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において
受けるべき扶養手当及び管理職手当の月額を加算した額に、100 分の 107.5
を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時
間勤務職員の勤勉手当基礎額に、100 分の 51.25を乗じて得た額の総額
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき
給料（育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあっては、給料の月額
を算出率で除して得た額）及び管理職手当の月額の合計額とする。

4・5（略）

（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員についての適用除外）
第 17 条の 2 第 4 条第 2 項から第 10 項まで、第 6 条、第 7 条、第 7 条の 3 及び第
7 条の 5の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には、適用しない。

- 2 第 6 条、第 7 条、第 7 条の 3 及び第 7 条の 5の規定は、任期付短時間勤務職
員には、適用しない。

（時間外勤務手当等の支給方法）

第 18 条 時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当、夜間勤務手当、宿日直
手当、管理職員特別勤務手当及び管理職手当は、月の初日から末日までを計算期
間とし、管理職手当及び特殊勤務手当（計算を必要とする特殊勤務手当を除く。）
にあっては当月分をその月の給料支給日に、その他の手当にあっては翌月に支
給する。

2（略）

（退職者等の給与）

第 19 条（略）

- 2 職員が結核性疾患にかかり、法第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる理由に該当して
休職にされたときは、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、これに給料、扶
養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給する。
- 3 職員が前 2 項以外の心身の故障により、法第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる理由
に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 1 年に達するまでは、これ
に給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給する。

新（改正後）

支給する。

- 4 職員が法第 28 条第 2 項第 2 号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。

5～7 （略）

別表第 1（第 3 条関係）

給料表

（単位：円）

級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額	8級 給料月額
1	183,500	218,200	<u>265,300</u>	<u>298,800</u>	<u>321,300</u>	<u>355,200</u>	<u>408,300</u>	<u>458,300</u>
2	184,600	219,900	<u>266,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	<u>356,900</u>	<u>410,200</u>	<u>463,800</u>
3	185,800	221,400	<u>267,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	<u>358,500</u>	<u>412,100</u>	<u>468,800</u>
4	186,900	222,900	<u>268,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	<u>360,100</u>	<u>413,900</u>	<u>473,500</u>
5	188,000	224,400	<u>269,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	<u>361,700</u>	<u>415,700</u>	<u>477,500</u>
6	189,700	225,800	<u>270,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	<u>363,500</u>	<u>417,500</u>	<u>481,000</u>
7	191,300	227,200	<u>271,300</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>	<u>365,000</u>	<u>419,300</u>	<u>484,000</u>
8	192,900	228,600	<u>272,300</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>	<u>366,600</u>	<u>421,100</u>	<u>486,500</u>
9	194,500	230,000	<u>273,300</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	<u>368,000</u>	<u>422,700</u>	<u>488,500</u>
10	196,200	231,500	<u>274,300</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>369,600</u>	<u>424,200</u>	
11	197,800	233,000	<u>275,300</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>371,200</u>	<u>425,700</u>	
12	199,400	234,500	<u>276,400</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>372,700</u>	<u>427,200</u>	
13	201,000	236,000	<u>277,400</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>374,600</u>	<u>428,700</u>	
14	202,700	237,500	<u>278,400</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>376,500</u>	<u>430,000</u>	
15	204,400	239,000	<u>280,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>378,400</u>	<u>431,300</u>	
16	206,100	240,500	<u>281,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>380,200</u>	<u>432,500</u>	
17	207,400	242,000	<u>282,500</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>381,700</u>	<u>433,700</u>	
18	209,000	243,400	<u>283,800</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>383,500</u>	<u>435,000</u>	
19	210,600	244,800	<u>285,000</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>385,200</u>	<u>436,300</u>	
20	212,100	246,200	<u>286,200</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>386,800</u>	<u>437,500</u>	

旧（改正前）

4 職員が法第 28 条第 2 項第 2 号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。

5～7 （略）

別表第 1(第 3 条関係)

給料表

(単位:円)

級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額	8級 給料月額
1	183,500	218,200	<u>261,300</u>	<u>287,300</u>	<u>309,800</u>	<u>335,000</u>	<u>373,400</u>	<u>415,600</u>
2	184,600	219,900	<u>262,300</u>	<u>288,900</u>	<u>311,500</u>	<u>336,900</u>	<u>376,000</u>	<u>418,000</u>
3	185,800	221,400	<u>263,300</u>	<u>290,400</u>	<u>313,200</u>	<u>338,700</u>	<u>378,300</u>	<u>420,500</u>
4	186,900	222,900	<u>264,300</u>	<u>291,900</u>	<u>314,700</u>	<u>340,500</u>	<u>380,500</u>	<u>422,900</u>
5	188,000	224,400	<u>265,300</u>	<u>293,400</u>	<u>316,100</u>	<u>342,200</u>	<u>382,400</u>	<u>424,800</u>
6	189,700	225,800	<u>266,300</u>	<u>294,900</u>	<u>317,400</u>	<u>343,900</u>	<u>384,700</u>	<u>426,900</u>
7	191,300	227,200	<u>267,300</u>	<u>296,300</u>	<u>318,700</u>	<u>345,500</u>	<u>386,800</u>	<u>429,000</u>
8	192,900	228,600	<u>268,300</u>	<u>297,600</u>	<u>320,000</u>	<u>347,200</u>	<u>388,800</u>	<u>431,200</u>
9	194,500	230,000	<u>269,300</u>	<u>298,800</u>	<u>321,300</u>	<u>348,800</u>	<u>390,800</u>	<u>433,100</u>
10	196,200	231,500	<u>270,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	<u>350,500</u>	<u>393,100</u>	<u>435,200</u>
11	197,800	233,000	<u>271,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	<u>352,100</u>	<u>395,300</u>	<u>437,300</u>
12	199,400	234,500	<u>272,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	<u>353,700</u>	<u>397,500</u>	<u>439,200</u>
13	201,000	236,000	<u>273,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	<u>355,200</u>	<u>399,700</u>	<u>440,900</u>
14	202,700	237,500	<u>274,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	<u>356,900</u>	<u>402,000</u>	<u>442,700</u>
15	204,400	239,000	<u>275,300</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>	<u>358,500</u>	<u>404,200</u>	<u>444,600</u>
16	206,100	240,500	<u>276,400</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>	<u>360,100</u>	<u>406,500</u>	<u>446,500</u>
17	207,400	242,000	<u>277,400</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	<u>361,700</u>	<u>408,300</u>	<u>448,300</u>
18	209,000	243,400	<u>278,700</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>363,500</u>	<u>410,200</u>	<u>450,100</u>
19	210,600	244,800	<u>280,000</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>365,000</u>	<u>412,100</u>	<u>451,900</u>
20	212,100	246,200	<u>281,200</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>366,600</u>	<u>413,900</u>	<u>453,600</u>

新（改正後）

21	213,600	247,400	<u>287,300</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>388,500</u>	<u>438,700</u>	
22	215,200	248,600	<u>288,500</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>389,900</u>	<u>439,500</u>	
23	216,800	249,800	<u>289,800</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>391,300</u>	<u>440,300</u>	
24	218,400	251,000	<u>291,100</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>392,700</u>	<u>441,100</u>	
25	220,000	252,100	<u>292,400</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>394,100</u>	<u>441,700</u>	
26	221,700	253,200	<u>293,400</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>395,300</u>	<u>442,300</u>	
27	223,000	254,300	<u>294,400</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>396,500</u>	<u>442,900</u>	
28	224,300	255,400	<u>295,500</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>397,500</u>	<u>443,500</u>	
29	225,600	256,400	<u>296,600</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>398,600</u>	<u>444,200</u>	
30	226,700	257,400	<u>297,800</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>399,800</u>	<u>445,000</u>	
31	227,800	258,400	<u>298,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>400,900</u>	<u>445,400</u>	
32	228,900	259,400	<u>300,100</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>402,000</u>	<u>446,100</u>	
33	230,000	260,400	<u>301,300</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>402,700</u>	<u>446,600</u>	
34	231,100	261,300	<u>302,600</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>403,400</u>	<u>447,000</u>	
35	232,200	262,200	<u>303,900</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>404,100</u>	<u>447,400</u>	
36	233,300	263,100	<u>305,200</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>404,800</u>	<u>447,800</u>	
37	234,400	263,900	<u>306,500</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>405,400</u>	<u>448,200</u>	
38	235,400	264,700	<u>307,800</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>406,000</u>	<u>448,600</u>	
39	236,400	265,500	<u>309,100</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>406,500</u>	<u>449,000</u>	
40	237,300	266,300	<u>310,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>407,200</u>	<u>449,300</u>	
41	238,200	267,000	<u>311,700</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>407,900</u>	<u>449,600</u>	
42	239,100	267,800	<u>313,000</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>408,600</u>	<u>450,000</u>	
43	239,900	268,600	<u>314,300</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>409,300</u>	<u>450,300</u>	
44	240,700	269,300	<u>315,400</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>409,800</u>	<u>450,600</u>	
45	241,400	270,000	<u>316,300</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>410,400</u>	<u>450,900</u>	
46	242,000	270,800	<u>317,600</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>411,000</u>		
47	242,600	271,600	<u>318,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>411,600</u>		
48	243,200	272,300	<u>320,200</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>412,200</u>		

旧（改正前）

21	213,600	247,400	<u>282,500</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>368,000</u>	<u>415,700</u>	<u>455,400</u>
22	215,200	248,600	<u>283,800</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>369,600</u>	<u>417,500</u>	<u>456,900</u>
23	216,800	249,800	<u>285,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>371,200</u>	<u>419,300</u>	<u>458,300</u>
24	218,400	251,000	<u>286,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>372,700</u>	<u>421,100</u>	<u>459,800</u>
25	220,000	252,100	<u>287,300</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>374,600</u>	<u>422,700</u>	<u>461,200</u>
26	221,700	253,200	<u>288,500</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>376,500</u>	<u>424,200</u>	<u>462,500</u>
27	223,000	254,300	<u>289,800</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>378,400</u>	<u>425,700</u>	<u>463,800</u>
28	224,300	255,400	<u>291,100</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>380,200</u>	<u>427,200</u>	<u>465,000</u>
29	225,600	256,400	<u>292,400</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>381,700</u>	<u>428,700</u>	<u>466,000</u>
30	226,700	257,400	<u>293,400</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>430,000</u>	<u>466,700</u>
31	227,800	258,400	<u>294,400</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>385,200</u>	<u>431,300</u>	<u>467,400</u>
32	228,900	259,400	<u>295,500</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>386,800</u>	<u>432,500</u>	<u>468,100</u>
33	230,000	260,400	<u>296,600</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>388,500</u>	<u>433,700</u>	<u>468,800</u>
34	231,100	261,300	<u>297,800</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>389,900</u>	<u>435,000</u>	<u>469,500</u>
35	232,200	262,200	<u>298,900</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>391,300</u>	<u>436,300</u>	<u>470,100</u>
36	233,300	263,100	<u>300,100</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>392,700</u>	<u>437,500</u>	<u>470,700</u>
37	234,400	263,900	<u>301,300</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>394,100</u>	<u>438,700</u>	<u>471,200</u>
38	235,400	264,700	<u>302,600</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>395,300</u>	<u>439,500</u>	<u>471,800</u>
39	236,400	265,500	<u>303,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>396,500</u>	<u>440,300</u>	<u>472,400</u>
40	237,300	266,300	<u>305,200</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>397,500</u>	<u>441,100</u>	<u>473,000</u>
41	238,200	267,000	<u>306,500</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>398,600</u>	<u>441,700</u>	<u>473,500</u>
42	239,100	267,800	<u>307,800</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>399,800</u>	<u>442,300</u>	<u>474,000</u>
43	239,900	268,600	<u>309,100</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>400,900</u>	<u>442,900</u>	<u>474,400</u>
44	240,700	269,300	<u>310,400</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>402,000</u>	<u>443,500</u>	<u>474,700</u>
45	241,400	270,000	<u>311,700</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>402,700</u>	<u>444,200</u>	<u>475,000</u>
46	242,000	270,800	<u>313,000</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>403,400</u>	<u>445,000</u>	
47	242,600	271,600	<u>314,300</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>404,100</u>	<u>445,400</u>	
48	243,200	272,300	<u>315,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>404,800</u>	<u>446,100</u>	

新（改正後）

49	243,800	273,000	<u>321,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>412,700</u>		
50	244,400	273,800	<u>322,700</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>413,400</u>		
51	245,000	274,600	<u>323,900</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>414,000</u>		
52	245,500	275,300	<u>325,100</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>414,500</u>		
53	246,000	276,000	<u>326,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>414,800</u>		
54	246,400	276,700	<u>327,500</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>415,400</u>		
55	246,700	277,400	<u>328,600</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>416,100</u>		
56	247,000	278,100	<u>329,700</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>416,600</u>		
57	247,300	278,800	<u>330,400</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>417,100</u>		
58	247,600	279,500	<u>331,300</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>417,800</u>		
59	247,900	280,200	<u>332,000</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>418,500</u>		
60	248,200	280,900	<u>332,800</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>419,200</u>		
61	248,500	281,500	<u>333,600</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>419,600</u>		
62	248,800	282,200	<u>334,000</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>420,300</u>		
63	249,100	282,800	<u>334,600</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>421,000</u>		
64	249,400	283,500	<u>335,300</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>421,700</u>		
65	249,700	284,100	<u>336,100</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>422,200</u>		
66	250,000	284,800	<u>336,800</u>	<u>377,200</u>	<u>393,400</u>	<u>422,900</u>		
67	250,300	285,400	<u>337,500</u>	<u>377,900</u>	<u>394,100</u>	<u>423,600</u>		
68	250,600	286,100	<u>338,100</u>	<u>378,500</u>	<u>394,600</u>	<u>424,300</u>		
69	250,900	286,700	<u>338,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,900</u>	<u>424,800</u>		
70	251,200	287,400	<u>339,200</u>	<u>379,400</u>	<u>395,600</u>	<u>425,500</u>		
71	251,500	288,000	<u>339,700</u>	<u>380,000</u>	<u>396,300</u>	<u>426,200</u>		
72	251,800	288,500	<u>340,300</u>	<u>380,500</u>	<u>397,000</u>	<u>426,900</u>		
73	252,100	289,000	<u>340,600</u>	<u>381,000</u>	<u>397,500</u>	<u>427,400</u>		
74	252,400	289,600	<u>341,100</u>	<u>381,600</u>	<u>398,200</u>	<u>428,100</u>		
75	252,700	290,100	<u>341,500</u>	<u>382,100</u>	<u>398,900</u>	<u>428,800</u>		
76	253,000	290,700	<u>341,900</u>	<u>382,400</u>	<u>399,500</u>	<u>429,500</u>		

旧（改正前）

49	243,800	273,000	<u>316,300</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>405,400</u>	<u>446,600</u>	
50	244,400	273,800	<u>317,600</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>406,000</u>	<u>447,000</u>	
51	245,000	274,600	<u>318,900</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>406,500</u>	<u>447,400</u>	
52	245,500	275,300	<u>320,200</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>407,200</u>	<u>447,800</u>	
53	246,000	276,000	<u>321,400</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>407,900</u>	<u>448,200</u>	
54	246,400	276,700	<u>322,700</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>408,600</u>	<u>448,600</u>	
55	246,700	277,400	<u>323,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>409,300</u>	<u>449,000</u>	
56	247,000	278,100	<u>325,100</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>409,800</u>	<u>449,300</u>	
57	247,300	278,800	<u>326,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>410,400</u>	<u>449,600</u>	
58	247,600	279,500	<u>327,500</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>411,000</u>	<u>450,000</u>	
59	247,900	280,200	<u>328,600</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>411,600</u>	<u>450,300</u>	
60	248,200	280,900	<u>329,700</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>412,200</u>	<u>450,600</u>	
61	248,500	281,500	<u>330,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>412,700</u>	<u>450,900</u>	
62	248,800	282,200	<u>331,300</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>413,400</u>		
63	249,100	282,800	<u>332,000</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>414,000</u>		
64	249,400	283,500	<u>332,800</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>414,500</u>		
65	249,700	284,100	<u>333,600</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>414,800</u>		
66	250,000	284,800	<u>334,000</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>415,400</u>		
67	250,300	285,400	<u>334,600</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>416,100</u>		
68	250,600	286,100	<u>335,300</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>416,600</u>		
69	250,900	286,700	<u>336,100</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>417,100</u>		
70	251,200	287,400	<u>336,800</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>417,800</u>		
71	251,500	288,000	<u>337,500</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>418,500</u>		
72	251,800	288,500	<u>338,100</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>419,200</u>		
73	252,100	289,000	<u>338,600</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>419,600</u>		
74	252,400	289,600	<u>339,200</u>	<u>377,200</u>	<u>393,400</u>	<u>420,300</u>		
75	252,700	290,100	<u>339,700</u>	<u>377,900</u>	<u>394,100</u>	<u>421,000</u>		
76	253,000	290,700	<u>340,300</u>	<u>378,500</u>	<u>394,600</u>	<u>421,700</u>		

新（改正後）

77	253,300	291,200	<u>342,300</u>	<u>382,800</u>	<u>400,000</u>	<u>430,000</u>		
78	253,600	291,700	<u>342,800</u>	<u>383,300</u>	<u>400,600</u>	<u>430,700</u>		
79	253,900	292,300	<u>343,300</u>	<u>383,700</u>	<u>401,200</u>	<u>431,400</u>		
80	254,200	292,900	<u>343,800</u>	<u>384,100</u>	<u>401,800</u>	<u>432,100</u>		
81	254,500	293,400	<u>344,100</u>	<u>384,500</u>	<u>402,500</u>	<u>432,600</u>		
82	254,800	293,900	<u>344,500</u>	<u>385,000</u>	<u>403,100</u>			
83	255,100	294,300	<u>344,900</u>	<u>385,400</u>	<u>403,700</u>			
84	255,400	294,600	<u>345,300</u>	<u>385,800</u>	<u>404,300</u>			
85	255,700	294,800	<u>345,600</u>	<u>386,100</u>	<u>405,000</u>			
86	256,000	295,100	<u>346,000</u>		<u>405,600</u>			
87	256,300	295,300	<u>346,400</u>		<u>406,200</u>			
88	256,600	295,600	<u>346,800</u>		<u>406,800</u>			
89	256,900	295,800	<u>347,000</u>		<u>407,500</u>			
90	257,200	296,000	<u>347,400</u>		<u>408,100</u>			
91	257,500	296,300	<u>347,800</u>		<u>408,700</u>			
92	257,800	296,500	<u>348,200</u>		<u>409,300</u>			
93	258,100	296,800	<u>348,400</u>		<u>410,000</u>			
94		297,100	<u>348,800</u>					
95		297,400	<u>349,200</u>					
96		297,700	<u>349,500</u>					
97		298,000	<u>349,800</u>					
98		298,300	<u>350,200</u>					
99		298,600	<u>350,600</u>					
100		299,000	<u>351,000</u>					
101		299,200	<u>351,500</u>					
102		299,400	<u>351,900</u>					
103		299,700	<u>352,300</u>					
104		300,100	<u>352,700</u>					

旧（改正前）

77	253,300	291,200	<u>340,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,900</u>	<u>422,200</u>		
78	253,600	291,700	<u>341,100</u>	<u>379,400</u>	<u>395,600</u>	<u>422,900</u>		
79	253,900	292,300	<u>341,500</u>	<u>380,000</u>	<u>396,300</u>	<u>423,600</u>		
80	254,200	292,900	<u>341,900</u>	<u>380,500</u>	<u>397,000</u>	<u>424,300</u>		
81	254,500	293,400	<u>342,300</u>	<u>381,000</u>	<u>397,500</u>	<u>424,800</u>		
82	254,800	293,900	<u>342,800</u>	<u>381,600</u>	<u>398,200</u>	<u>425,500</u>		
83	255,100	294,300	<u>343,300</u>	<u>382,100</u>	<u>398,900</u>	<u>426,200</u>		
84	255,400	294,600	<u>343,800</u>	<u>382,400</u>	<u>399,500</u>	<u>426,900</u>		
85	255,700	294,800	<u>344,100</u>	<u>382,800</u>	<u>400,000</u>	<u>427,400</u>		
86	256,000	295,100	<u>344,500</u>	<u>383,300</u>	<u>400,600</u>	<u>428,100</u>		
87	256,300	295,300	<u>344,900</u>	<u>383,700</u>	<u>401,200</u>	<u>428,800</u>		
88	256,600	295,600	<u>345,300</u>	<u>384,100</u>	<u>401,800</u>	<u>429,500</u>		
89	256,900	295,800	<u>345,600</u>	<u>384,500</u>	<u>402,500</u>	<u>430,000</u>		
90	257,200	296,000	<u>346,000</u>	<u>385,000</u>	<u>403,100</u>	<u>430,700</u>		
91	257,500	296,300	<u>346,400</u>	<u>385,400</u>	<u>403,700</u>	<u>431,400</u>		
92	257,800	296,500	<u>346,800</u>	<u>385,800</u>	<u>404,300</u>	<u>432,100</u>		
93	258,100	296,800	<u>347,000</u>	<u>386,100</u>	<u>405,000</u>	<u>432,600</u>		
94		297,100	<u>347,400</u>		<u>405,600</u>			
95		297,400	<u>347,800</u>		<u>406,200</u>			
96		297,700	<u>348,200</u>		<u>406,800</u>			
97		298,000	<u>348,400</u>		<u>407,500</u>			
98		298,300	<u>348,800</u>		<u>408,100</u>			
99		298,600	<u>349,200</u>		<u>408,700</u>			
100		299,000	<u>349,500</u>		<u>409,300</u>			
101		299,200	<u>349,800</u>		<u>410,000</u>			
102		299,400	<u>350,200</u>					
103		299,700	<u>350,600</u>					
104		300,100	<u>351,000</u>					

新（改正後）

105		300,300	<u>353,200</u>					
106		300,600	<u>353,600</u>					
107		301,000	<u>353,900</u>					
108		301,400	<u>354,200</u>					
109		301,600	<u>354,700</u>					
110		301,900						
111		302,200						
112		302,500						
113		302,700						
114		303,000						
115		303,300						
116		303,600						
117		303,800						
118		304,200						
119		304,600						
120		304,900						
121		305,100						
122		305,300						
123		305,600						
124		306,000						
125		306,200						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	197,900	209,000	228,000	251,800	264,800	285,300	301,100	327,000

別表第3（第8条関係）

種類	支給される職員の範囲	手当の額
(略)	(略)	(略)
電気主任技術手当	(略)	(略)

旧（改正前）

105		300,300	<u>351,500</u>					
106		300,600	<u>351,900</u>					
107		301,000	<u>352,300</u>					
108		301,400	<u>352,700</u>					
109		301,600	<u>353,200</u>					
110		301,900	<u>353,600</u>					
111		302,200	<u>353,900</u>					
112		302,500	<u>354,200</u>					
113		302,700	<u>354,700</u>					
114		303,000						
115		303,300						
116		303,600						
117		303,800						
118		304,200						
119		304,600						
120		304,900						
121		305,100						
122		305,300						
123		305,600						
124		306,000						
125		306,200						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	197,900	209,000	228,000	251,800	264,800	285,300	301,100	327,000

別表第3（第8条関係）

種類	支給される職員の範囲	手当の額
(略)	(略)	(略)
電気主任技術手当	(略)	(略)

新（改正後）

災害応急作業等手当	職員が国又は他の地方公共団体からの要請に基づき、異常な自然現象により重大な災害が発生した地域に派遣され、応急対策又は災害復旧のための業務に従事したとき	1日につき 1,080円
救急特定業務手当	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

（箱根町単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）（第2条関係）

（目的）

第1条 この条例は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定に基づき、一般職に属する単純な労務に雇用される職員（以下「職員」という。）の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。

（給与の種類）

第2条 職員の給与は、給料並びに扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

（箱根町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正）（第3条関係）

（給与条例の適用除外等）

第7条 箱根町職員の給与に関する条例（昭和32年箱根町条例第18号。以下「給与条例」という。）第4条第4項から第11項まで、第6条、第7条の3及び第15条の規定は、第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。

2 給与条例第4条第4項から第11項までの規定は、第2条第2項及び第3条の規定により任期を定めて採用された職員については、適用しない。

3・4 (略)

（箱根町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

（第4条関係）

附則

第14条 箱根町職員の給与に関する条例第4条第2項及び第4項から第11項ま

旧（改正前）

救急特定業務手当	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(目的)

第1条 この条例は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第4項の規定に基づき、一般職に属する単純な労務に雇用される職員（以下「職員」という。）の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、給料並びに扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

(給与条例の適用除外等)

第7条 箱根町職員の給与に関する条例（昭和32年箱根町条例第18号。以下「給与条例」という。）第4条第4項から第10項まで、第6条から第7条の3まで、第15条及び第17条の規定は、第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。

2 給与条例第4条第4項から第10項までの規定は、第2条第2項及び第3条の規定により任期を定めて採用された職員については、適用しない。

3・4 (略)

附則

第14条 箱根町職員の給与に関する条例第4条第2項及び第4項から第10項ま

新（改正後）

で並びに第6条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

旧（改正前）

で、第 6 条、第 7 条並びに第 7 条の 3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（目的）

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 203 条の 2 第 5 項の規定に基づき、次の各号に掲げる非常勤の特別職職員及び地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員(以下「会計年度任用職員」という。)に対し支給する報酬及び費用弁償並びに会計年度任用職員に対する期末手当及び勤勉手当の額並びに支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(1)～(48) (略)

（期末手当）

第 18 条 給与条例第 16 条から第 16 条の 3 までの規定は、任期の定めが 6 月以上の会計年度任用職員(1 週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定めるものを除く。以下この条及び次条第 1 項において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第 16 条第 4 項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)、扶養手当及び管理職手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前 6 か月以内の会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の 1 月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

（勤勉手当）

第 18 条の 2 給与条例第 17 条の規定は、任期の定めが 6 月以上の会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第 17 条第 3 項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び管理職手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前 6 か月以内の会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の 1 月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 (略)

旧（改正前）

（目的）

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 203 条の 2 第 5 項の規定に基づき、次の各号に掲げる非常勤の特別職職員及び地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員(以下「会計年度任用職員」という。)に対し支給する報酬及び費用弁償並びに会計年度任用職員に対する期末手当の額及び支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(1)～(48) (略)

（期末手当）

第 18 条 給与条例第 16 条から第 16 条の 3 までの規定は、任期の定めが 6 月以上の会計年度任用職員(1 週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定めるものを除く。以下この条及び次条第 1 項において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第 16 条第 4 項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前 6 か月以内の会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の 1 月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

（勤勉手当）

第 18 条の 2 給与条例第 17 条の規定は、任期の定めが 6 月以上の会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第 17 条第 3 項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び管理職手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前 6 か月以内の会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の 1 月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 (略)

箱根町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（減給の効果）

第3条 減給は、6月以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（地方公務員法第22条の2第1項第1号に該当する職員については、報酬の額）の10分の1以下に相当する額を、給与（同号に該当する職員については、報酬）から減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

旧（改正前）

（減給の効果）

第3条 減給は、6月以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額（地方公務員法第22条の2第1項第1号に該当する職員については、報酬の額）の10分の1以下に相当する額を、給与（同号に該当する職員については、報酬）から減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（派遣職員の給与）

第 4 条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 3 条第 2 項の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第 57 条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。）のうち、法第 6 条第 2 項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給することができる。

（企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与の種類）

第 8 条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員のうち、法第 6 条第 2 項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を支給することができる。

旧（改正前）

（派遣職員の給与）

第 4 条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 3 条第 2 項の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第 57 条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。）のうち、法第 6 条第 2 項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給することができる。

（企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与の種類）

第 8 条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員のうち、法第 6 条第 2 項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当を支給することができる。

箱根町職員の修学部分休業に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（修学部分休業取得中の給与）

第 3 条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、箱根町職員の給与に関する条例（昭和 32 年箱根町条例第 18 号）第 9 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給料及び管理職手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

旧（改正前）

（修学部分休業取得中の給与）

第 3 条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、箱根町職員の給与に関する条例（昭和 32 年箱根町条例第 18 号）第 9 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給料及び管理職手当の月額合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

箱根町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（高齢者部分休業取得中の給与）

第 3 条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、箱根町職員の給与に関する条例（昭和 32 年箱根町条例第 18 号）第 9 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給料及び管理職手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

旧（改正前）

（高齢者部分休業取得中の給与）

第 3 条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、箱根町職員の給与に関する条例（昭和 32 年箱根町条例第 18 号）第 9 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給料及び管理職手当の月額合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

新旧対照表

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）
<p>(給与)</p> <p>第2条 給与は、給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の230</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(第1項後段において規定する者にあつては、辞職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給料の<u>月額及びこれに対する地域手当の月額</u>の合計額に、<u>当該合計額に100分の20</u> を超えない範囲内で町長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 (略)</p>

旧（改正前）

（給与）

第2条 給与は、給料、扶養手当、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。

（期末手当）

第4条 （略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の235 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) （略）

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(第1項後段において規定する者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額に、給料の月額に100分の20を超えない範囲内で町長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。

4 （略）

新旧対照表

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
新旧対照表

新（改正後）

（期末手当の額及び支給方法）

第5条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の230 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）

旧（改正前）

（期末手当の額及び支給方法）

第5条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の235 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3・4（略）

新旧対照表

箱根町職員の旅費に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（用語の意義）

第2条（略）

(1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。

(2)・(3)（略）

(4) 旅行 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。

(5)・(6)（略）

2～4（略）

（旅行命令）

第4条 旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令によって行わなければならない。

2（略）

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令を変更（取消しを含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に相当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4・5（略）

（旅行命令に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を

旧（改正前）

（用語の意義）

第2条（略）

(1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）内における旅行をいう。

(2)・(3)（略）

(4) 旅行 職員が公務のため一時その在勤庁を離れて旅行することをいう。

(5)・(6)（略）

2～4（略）

（旅行命令）

第4条 旅行者は、任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令によって行わなければならない。

2（略）

3 旅行命令権者は、すでに発した旅行命令を変更（取消しを含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に相当する場合には、自ら又は第5条の規定による旅行者の届出に基づき、これを変更することができる。

4・5（略）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令（前条第3項の規定により変更された旅行命令を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令の変更の届出をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令の変更の届出をするいとまがない場合には、旅行した後にできるだけすみやかに旅行命令権者に旅行命令の変更の届出をしなければならない。

新（改正後）

受けることができる。

（車賃）

第15条（略）

- 2 前項の規定にかかわらず、職員が旅行命令権者の命令を受けて自家用自動車を使用して旅行する場合の車賃の額は、1キロメートルの旅行の車賃の額として町長が規則で定める額に当該自家用自動車を使用した旅行における自家用自動車の走行距離（キロメートルで表した走行距離をいう。）を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（車賃）

第 15 条 （略）

- 2 前項の規定にかかわらず、職員が旅行命令権者の命令を受けて自家用自動車を使用して旅行する場合の車賃の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）第 19 条第 1 項本文の規定による 1 キロメートルの旅行の車賃の額に当該自家用自動車を使用した旅行における自家用自動車の走行距離（キロメートルで表した走行距離をいう。）を乗じて得た額（その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

新旧対照表

箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第8条の3（略）

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3（略）

4 前3項の規定は、第14条の3に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第14条の3に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5（略）

（短期介護休暇）

第14条の3 短期介護休暇は、職員（会計年度任用職員にあつては1週間の勤務日数が2日を超える者又は週以外の期間によって勤務日が定められ、及び1年間の勤務日数が121日以上見込まれる者に限る。）が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第18条第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）の介護その他の規則で定める世話をを行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

旧（改正前）

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第 8 条の 3 （略）

2 任命権者は、3 歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第 8 条に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 （略）

4 前 3 項の規定は、第 14 条の 3 に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第 1 項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第 14 条第 3 項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第 1 項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。）における」と、第 2 項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 （略）

（短期介護休暇）

第 14 条の 3 短期介護休暇は、職員（会計年度任用職員にあつては 1 週間の勤務日数が 2 日を超える者又は週以外の期間によって勤務日が定められ、及び 1 年間の勤務日数が 121 日以上見込まれる者で、かつ、6 月以上の任期が定められているもの又は現に 6 月以上引き続いて勤務しているものに限る。）が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）の介護その他の規則で定める世話を行うため、勤務しないことが相

新（改正後）

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第19条 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

（2）介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

（3）その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

旧（改正前）

当であると認められる場合における休暇とする。

新旧対照表

箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正新旧対照表

新（改正後）
<p>（食事の提供の特例）</p> <p>第16条（略）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第21条第2項において同じ。）等の栄養士又は<u>管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は<u>管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>（3）～（5）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（職員）</p> <p>第29条（略）</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>（4）満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3（略）</p> <p>（職員）</p> <p>第31条（略）</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p>

旧（改正前）

（食事の提供の特例）

第16条（略）

(1)（略）

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第21条第2項において同じ。）等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)～(5)（略）

2（略）

（職員）

第29条（略）

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)・(2)（略）

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）をおおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3（略）

（職員）

第31条（略）

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2)（略）

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

新（改正後）

おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはいできない。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

旧（改正前）

おおむね20人につき1人

- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人
3 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 (略)

- 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはいない。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人

- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人
3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 (略)

- 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人

- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人
3 (略)

新旧対照表

箱根町国民健康保険条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）
<p>（基礎賦課限度額）</p> <p>第13条の6 第10条の基礎賦課額は、<u>66万円</u>を超えることができない。</p>
<p>（後期高齢者支援金等賦課限度額）</p> <p>第13条の6の12 第13条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>26万円</u>を超えることができない。</p>
<p>（低所得者の保険料の減額）</p> <p>第17条の4 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に <u>30万5千円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当するもの以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p>

旧（改正前）

（基礎賦課限度額）

第 13 条の 6 第 10 条の基礎賦課額は、65 万円を超えることができない。

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第 13 条の 6 の 12 第 13 条の 6 の 3 の後期高齢者支援金等賦課額は、24 万円を超えることができない。

（低所得者の保険料の減額）

第 17 条の 4 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 10 条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が 65 万円を超える場合には、65 万円）とする。

(1) （略）

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額）に 29 万 5 千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当するもの以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に 10 分の 5 を乗じて得た額

新（改正後）

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に56万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当するもの以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

2 (略)

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の6の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、第2項中「第13条」とあるのは「第13条の6の6」と読み替えるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の8」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第13条」とあるのは「第13条の11」と読み替えるものとする。

旧（改正前）

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に 10 分の 5 を乗じて得た額

(3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額)に 54 万 5 千円 に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前 2 号に該当するもの以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるもの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に 10 分の 2 を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に 10 分の 2 を乗じて得た額

2 (略)

3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 10 条」とあるのは「第 13 条の 6 の 3」と、「65 万円」とあるのは「24 万円」と、第 2 項中「第 13 条」とあるのは「第 13 条の 6 の 6」と読み替えるものとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 10 条」とあるのは「第 13 条の 8」と、「65 万円」とあるのは「17 万円」と、第 2 項中「第 13 条」とあるのは「第 13 条の 11」と読み替えるものとする。

新（改正後）

（出産被保険者の保険料の減額）

第 17 条の 8 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 5 項第 8 号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合（次項に規定する場合を除く。）における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 10 条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が 66 万円 を超える場合には、66 万円）とする。

(1)・(2) (略)

2 当該年度において、第 17 条の 4 の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第 10 条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が 66 万円 を超える場合には、66 万円）とする。

(1)・(2) (略)

3 (略)

4 前 3 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項及び第 2 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 10 条」とあるのは「第 13 条の 6 の 3」と、「66 万円」とあるのは「26 万円」と、前項中「第 13 条第 2 項」とあるのは「第 13 条の 6 の 6 第 2 項」と読み替えるものとする。

5 第 1 項から第 3 項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 10 条」とあるのは「第 13 条の 8」と、「66 万円」とあるのは「17 万円」と、第 2 項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 10 条」とあるのは「第 13

（出産被保険者の保険料の減額）

第 17 条の 8 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 5 項第 8 号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合（次項に規定する場合を除く。）における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 10 条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が 65 万円 を超える場合には、65 万円）とする。

(1)・(2) (略)

2 当該年度において、第 17 条の 4 の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第 10 条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が 65 万円 を超える場合には、65 万円）とする。

(1)・(2) (略)

3 (略)

4 前 3 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項及び第 2 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 10 条」とあるのは「第 13 条の 6 の 3」と、「65 万円」とあるのは「24 万円」と、前項中「第 13 条第 2 項」とあるのは「第 13 条の 6 の 6 第 2 項」と読み替えるものとする。

5 第 1 項から第 3 項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 10 条」とあるのは「第 13 条の 8」と、「65 万円」とあるのは「17 万円」と、第 2 項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 10 条」とあるのは「第 13 条の 8」

新（改正後）

条の 8」と、「66 万円」とあるのは「17 万円」と、第 3 項中「第 13 条第 2 項」とあるのは「第 13 条の 11 第 2 項」と読み替えるものとする。

旧（改正前）

と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第3項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の11第2項」と読み替えるものとする。

新旧対照表

箱根町水道法施行条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（布設工事監督者の資格）

第3条（略）

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校(次号において「短期大学等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。)、2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

旧（改正前）

（布設工事監督者の資格）

第3条（略）

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

新（改正後）

を有する者

- (7) 5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であつて、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(水道技術管理者の資格)

第4条(略)

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者に

- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(水道技術管理者の資格)

第4条 (略)

- (1) 前条の規定により水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う資格を有する者

新（改正後）

については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については3年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については3年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する卒業した者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) （略）
- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）

- (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した(当該学科目を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する卒業した者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) (略)

新（改正後）

であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

旧（改正前）

新旧対照表

箱根町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

別表（第2条関係）
退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	円 <u>1,079,000</u>
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	<u>1,009,000</u>
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	<u>949,000</u>
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	<u>909,000</u>
部長及び 班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	<u>834,000</u>
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	<u>789,000</u>

旧（改正前）

別表（第2条関係）
退職報償金支給額表

階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000
部長及び 班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000